



島根県報

令和6年7月26日（金）

号外 第 7 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第490号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市島根町野波字大平5371番2地先から同字加賀路130番3地先まで	前	メートル 20.10～ 50.15	メートル 142.80	松江県土整備事務所	災害防除工事
			後	メートル 23.03～ 50.15	メートル 142.80		

島根県告示第491号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕187番2地先から同203番6地先まで	前	メートル 9.10～ 34.40	メートル 216.82	出雲県土整備事務所
			後	9.10～ 78.97	216.82	

島根県告示第492号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕187番2地先から同203番6地先まで	メートル 216.82	令和6年 7月26日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第493号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町西村野中148番1地先から同142番7地先まで	メートル 83.00	令和6年 7月26日	隠岐支庁県土整備局	
県道	安来伯太日南線	安来市伯太町草野258番1地先から同339番1地先まで	220.00	令和6年 7月26日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1542番1地先から同地先まで	14.60	令和6年 7月26日	出雲県土整備事務所	